

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	実質化前のプランの作成年月	実質化前のプラン更新年月
能代市	扇淵地区(鹹淵、扇田)	2021年3月15日	2013年7月	2020年7月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	218.74ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	186.38ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	105.52ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計(継いでくれるか不明)	43.57ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計(後継者なし)	19.71ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.13ha
(備考)	
(1) 鹹淵地区	田: 63.16ha 畑: 8.36ha 計: 71.52ha
(2) 扇田地区	田: 137.71ha 畑: 9.51ha 計: 147.22ha
荷上場地区合計((1)+(2))	田: 200.87ha 畑: 17.87ha 計: 218.74ha
・山間部については、耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている	

2 対象地区の課題

- ・地域の中心経営体の高齢化が進んでいる
- ・中間管理機構を通して参入してきた農業者の農地管理が杜撰な場合がある
- ・地区内農業者の離農の意向が強く、将来的には担い手が不足する懸念がある

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

鹹淵地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく

扇田地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、比較的大規模なほ場を中心に団地化を進める
- ・耕作放棄地を解消する
- ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する

農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯雑を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする

農地の貸付け等の意向(意向調査より確認)

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、106筆、約8.6haとなっている
- ・売りたい意向が確認された農地は、127筆、約10.8haとなっている